

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.86」を「100分の7.77」に改める。

第4条中「3万3,200円」を「3万5,200円」に改める。

第5条中「100分の2.34」を「100分の2.87」に改める。

第6条中「1万2,300円」を「1万4,700円」に改める。

第7条中「100分の2.31」を「100分の2.76」に改める。

第8条中「1万3,600円」を「1万4,100円」に改める。

第20条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「2万3,240円」を「2万4,640円」に改め、同号イ中「8,610円」を「1万290円」に改め、同号ウ中「9,520円」を「9,870円」に改め、同項第2号ア中「1万6,600円」を「1万7,600円」に改め、同号イ中「6,150円」を「7,350円」に改め、同号ウ中「6,800円」を「7,050円」に改め、同項第3号ア中「6,640円」を「7,040円」に改め、同号イ中「2,460円」を「2,940円」に改め、同号ウ中「2,720円」を「2,820円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,980円」を「5,280円」に改め、同号イ中「8,300円」を「8,800円」に改め、同号ウ中「13,280円」を「14,080円」に改め、同号エ中「16,600円」を「17,600円」に改め、同項第2号ア中「1,845円」を「2,205円」に改め、同号イ中「3,075円」を「3,675円」に改め、同号ウ中「4,920円」を「5,880円」に改め、同号エ中「6,150円」を「7,350円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。